

桐生市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年  
度～平成 31 年度の 5 か年計画）計画変更案  
（令和元年 9 月 26 日時点）

## 基本目標 1 乳幼児期の教育・保育・地域における子育て支援

### 2 地域子ども・子育て支援事業の推進

#### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

##### 【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

##### 【事業の方向性】※現行計画の記載内容

◆本事業については、必要に応じ慎重に検討します。



##### 【事業の方向性】※計画変更（案）の内容

◆令和元年 10 月から開始されます幼児教育・保育の無償化に合わせ、同年 10 月から本事業を実施いたします。

なお、本市で実施するのは、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園に通う子どもに対する給食費（副食費）の実費徴収分の給付で、次のいずれかの条件を満たした世帯を対象にします。

- ・年収 360 万円未満相当の世帯の子どもが入園している場合
- ・所得階層に係らず第 3 子以降の子どもが入園している場合

子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園に通う幼児に対する  
副食費に係る補足給付事業（概要）

1 目的

令和元年10月から開始されます幼児教育・保育の無償化に合わせ、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園に通う幼児に対し、副食費の補助を行うため新たに補足給付事業を行うものです。

2 実施期日 令和元年10月1日

3 対象者

以下のいずれかの条件に該当する新制度未移行の幼稚園に通う子どもをもつ保護者

- (1) 年収360万円未満相当の世帯  
〔世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満〕
  
- (2) 所得階層に係らず第3子以降の幼児

4 補助対象

給食費として実費徴収している費用のうち副食費相当分が対象

※主食費、人件費、光熱水費は除く。主食（お米、パン等）以外の全てが対象

5 補助内容 補助上限：月額4,500円上限

《担当》

桐生市教育委員会事務局  
教育部学校教育課学事係